

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

※下線部分が今回改正箇所

■別記4 營業補償調査算定要領

(新)	(旧)
別記 4 営業補償調査算定要領	別記 4 営業補償調査算定要領
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(調査)	(調査)
第 2 条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。	第 2 条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 基本的調査事項	一 基本的調査事項
(一) 法人が営業主体である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。	(一) 法人が営業主体である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。
イ (略)	イ (略)
ロ (略)	ロ (略)
ハ 収益及び経費に関するもの	ハ 収益及び経費に関するもの
(1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書 (控) 写 (原則として、 <u>国税電子申告・納税システム (e-Tax) の受信通知による</u> _____ものとする。)	(1) 直近 3 か年の事業年度の確定申告書 (控) 写 (原則として、 <u>_____あるものとする。)</u> _____税務署受付印の
(2) から (5) (略)	(2) から (5) (略)
ニ (略)	ニ (略)
(二) (略)	(二) (略)
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
第 3 条から第 1 2 条 (略)	第 3 条から第 1 2 条 (略)

[illegible]